

# 法律よもやま話

～知つておきたい法改正

最近の気になる事件～

# 知りたい法改正

民事法関係（離婚・登記）

「共同親権って？」、「養育費なんて決めてないのに・・・」

「代表取締役の自宅ってバレバレやん・・・」

刑事法関係

「大麻って使って良かったんですか・・・」

「自転車に乗ってただけなのに・・・」

最近の気になる事件

再審（袴田事件を受けて）

「袴田事件とは～無罪までの長い道のり～」

「再審無罪ってどれだけあるの？」

「何故冤罪は起こるのか？」

「今も争われているあの事件！」

# 最近よく聞くけど共同親権って？

「共同親権」とは、子どもの父母両方が親権を持つこと

そもそも親権とは？

親権

財産管理権

身上監護権

監護教育権

居所指定権

職業許可権

## 法改正前

離婚前の親権 = 共同親権  
離婚後の親権 = 単独親権

## 法改正後

離婚前の親権 = 共同親権  
離婚後の親権 = 共同親権又は単独親権  
→ 離婚時の父母の協議により選択  
→ 協議が難しい場合は裁判所が決定

いつから始まるの

遅くとも2026年5月24日までに制度開始

すでに離婚している場合はどうなるの？

- ① 子の利益のために必要があること
- ② 家庭裁判所の手続き（調停・審判）によることを満たせば、共同親権に変更が可能な場合がある  
但し、母親（現親権者）が強く反対している状況では、簡単には変更できないとは思われる・・・

## 共同親権のメリット

- ①離婚時の親権争いの回避
- ②別居親の子育てへの積極参加
- ③面会交流や養育費の支払の促進

## 共同親権のデメリット

- ①離婚後も児童虐待やDVが継続するおそれ
- ②親権者の連携がうまくいかないと、子どもの利益を害するおそれがある

# 共同親権の具体的内容は？

## 両親の同意

- ①居所の指定・転居、②進学先の選択
- ③緊急を要しない重大な医療行為
- ④長期の勤務を前提とする就職の許可

## 単独で決定

- ①監護及び教育に関する日常の行為  
→ 買い物、食事、習い事など
- ②急迫の事情 → 緊急手術など

「養育費なんて決めてないのに・・・」

## 養育費とは？

未成年の子に対する扶養義務の履行として支払う金銭

子どもに対する扶養義務は、自己と同水準の生活を保持する義務（**生活保持義務**）

- パンが1個しかなくとも、それを分け与えなければならぬという強い義務
- 余裕があれば援助を行えば良いという生活扶助義務とは区別される（兄弟姉妹など）

# 養育費の決め方

協議（口頭・合意書・公正証書）

調停・審判・判決

養育費を支払わない場合

- ①履行勧告、②履行命令、③強制執行という手段

ただ、離婚に伴う養育費の支払い → 3割程度

# 法定養育費制度の創設

## 導入の背景

養育費について取決めをしない離婚が多い

養育費の請求には、家庭裁判所での調停・審判が必要

- 親権者の負担軽減
- 養育費の支払い確保

## 法定養育費制度とは？

父母が子の監護に要する費用の分担について取決めをせずに、離婚した場合に、法律上、当然に養育費の請求ができる制度（民法766条の3）

養育費の取り決めをしていない場合でも、調停・審判・訴訟によらず養育費の請求ができる

いつから始まるの？

令和6年5月24日（公布）から2年以内

請求できるのは？

離婚時から引続き子の監護を行う父母のどちらか

法定養育費の金額は？

子の最低限度の生活維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して省令で定める

→ 具体的な金額はまだ明らかでない

## いつから請求できるの？

離婚が成立した日の属する月から（日割り計算）

→ 請求した時期にかかわらず、離婚成立の日に遡って支払を受けることができる

## いつまで請求できるの？

- ① 養育費の分担について協議が成立した日
- ② 養育費の分担について審判が確定した日
- ③ 子が成年に達した日（18才）

法定の養育費が高すぎて支払えない！！

①支払能力がない又は②養育費を支払うことで生活が著しく窮迫することを証明すれば、養育費の全部又は一部の支払を拒絶できる

過去に遡って支払うと生活できない！！

裁判所は、支払能力を考慮して、①全部又は一部の免除又は②支払猶予その他相当な処分を命じることができる

配偶者が請求しても支払ってくれない場合はどうしたらいいの？

法律改正前

- ①履行勧告 ②履行命令 ③強制執行

①、②は調停調書・審判書があることが前提

③も公正証書・判決・調停調書・審判書があることが前提

## 法改正による養育費債権の先取特権化

法律改正後も、以下の手段に変化はなし

- ①履行勧告 ②履行命令 ③強制執行

ただし、

③については、法定養育費制度の創設により、  
公正証書・判決・調停調書・審判書がなくても、  
法律上当然に認められる担保物件として、財産  
への差押えが可能となった

そうなると

離婚の事実さえあれば給料の差押えが可能に・・

「代表取締役の自宅ってバレバレやん・・・」

代表取締役の「住所」は、誰でも入手可能な会社の登記事項証明書において公開されているため、SNS等での個人情報の不当な拡散、ストーカー等の被害、過度な営業行為等の誘発など個人情報を悪用されるリスク

そこで、一定の要件の下で、申立てにより、株式会社の代表取締役などの住所の一部を登記事項証明書（会社謄本）に表示しないことができる制度の導入

→ 「代表取締役等住所非表示措置」

この措置を利用することにより、代表取締役の住所は、最小行政区画（大阪府大東市）まで

いつから始まるの？

2024年10月1日からすでに施行

## どうすれば非表示にできるの？

この制度の利用を希望する場合、登記官（管轄法務局）に対して申出

「会社設立」「代表取締役の就任」「代表取締役の住所変更」の登記など、代表取締役の住所が登記されることとなる登記申請と同時にする場合に限られる

ただし、代表取締役の重任の登記などの際に、既に登記されている代表取締役の住所に変更がない場合であっても、代表取締役等住所非表示措置を申出ることは可能

# 戸籍謄本の取得ってもっと簡単にできないの？

従来は、  
本籍地の市区町村でしか戸籍謄本等は取得できず

2024年3月1日からは、  
**「広域交付制度」**の導入により、**本籍地以外の市区町村**の窓口で戸籍謄本等の取得ができる！！

広域交付制度を利用できるのは、  
①本人、②配偶者、③直系尊属、④直系卑属

## 注意点

代理人で行うことは認められない 必ず本人で！  
兄弟姉妹については請求できない

## 戸籍謄本の取得に関する連絡

戸籍謄本の取得が必要な場面は相続が多い

→ 2024年4月1日、相続登記の義務化

①相続を知ったから3年以内に相続登記の義務

→ 罰則 10万円以下の過料

但し、正当な理由があれば義務免除もあり

→ 過去の相続は？

相続を知った日、2024年4月1日のいずれか遅い日より3年以内に相続登記の義務

②住所変更を知ったから2年以内に登記更新の義務

→ 罰則 5万円以下の過料

「大麻って使って良かったんですか・・」

大麻取締法違反で、犯罪になる「行為」とは？

- ①大麻の栽培・輸出入
- ②営利目的での大麻の栽培・輸出入
- ③営利目的での大麻の所持・譲受・譲渡
- ④大麻の所持・譲受・譲渡

→日本では大麻の使用については犯罪にはならない

その理由は、

- ①昔から大麻を衣服や食品の材料として栽培・使用
- ②法で所持などが禁止されていない茎や種子等を使用しても、陽性反応が出る可能性がある

しかし、

→ 使用罪がないことで若年層の乱用が拡大しているという指摘

改正法では、大麻使用罪が制定、7年以下の懲役に  
大麻の所持・譲受・譲渡も5年から7年以上の懲役に  
厳罰化

改正法は昨年12月12日から施行

同時に、医療用大麻の使用が解禁（抗てんかん薬等）

→ 改正前は、大麻から製造された医薬品の使用は  
認められていなかった

「自転車に乗ってただけなのに・・・」

すでに2022年10月より自転車の取り締まりが強化

- ①信号無視
- ②一時不停止
- ③右側通行
- ④徐行せずに歩道通行

これらの項目のうち、これによって重大事故に繋がりかねない悪質な違反については、今まで「警告」としていたものでも、2022年10月下旬から「赤切符」が交付されている

# 自転車に関する道路交通法の改正2024

## ①ながらスマホの罰則強化

- 6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 事故を起こすと、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

## ②酒気帯び運転の罰則新設

今まででは、酩酊状態での**酒酔い運転のみ**が罰則の対象

- 運転者は、  
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 運転者に自転車を提供した人は  
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- **酒気帯び運転をするおそれのある人に酒を提供した人は**  
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

# 自転車に関する道路交通法の改正2024

## ③危険行為に対する自転車運転者講習の強化

- 3年以内に2回以上検挙で受講命令  
無視すると5万円以下の罰金

## ④青切符による取り締まりの導入

- 遅くとも**2026年5月23日**までに施行
- 対象は**16歳以上**の自転車運転者
- 信号無視や一時停止無視などの危険行為に対し反則金  
    刑事上の罰則ではなく、反則金を納付で**前科はない**
- 原動機付自転車と同等の金額にする方針  
    5000円～1万2000円程度になる予定

## 再審（袴田事件を受けて）

「袴田事件とは～無罪までの長い道のり～」

### 事件の経緯

1966年6月30日 静岡県の会社専務宅で火事が発生  
焼け跡から専務を含め家族4人の刃物でめった刺しにされた死体が発見  
警察は、当初から袴田巖氏を犯人であると決めつけ捜査を進め、8月18日に袴田氏を逮捕  
袴田氏は当初犯行を否認

警察は、

- 逮捕後連日連夜、猛暑の中で、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態で取り調べを継続
- 褙田氏は9月6日に自白し、9月9日に起訴
- この間に捜査機関が作成した自白調書は45通
- 弁護人が袴田氏に会えた時間は合計で30分程度

袴田氏は、その後の公判において、再度、犯行を否認

# 裁判中

- 当初から犯行時の着衣とされていたパジャマに実際には血痕が付着していたこと 자체が疑わしいことが判明
- 事件から 1 年 2 か月経過後に、新たな犯行着衣とされるものが工場の味噌樽の中から発見され、検察が自白とは全く異なる犯行着衣に主張を変更するという異例の事態

## 第1審の静岡地裁は、

- 自白調書のうち44通を無効としながら、1通の検察官調書のみを採用し、さらに、5点の衣類についても袴田氏の物であると判断し、袴田氏に死刑判決
- この判決は、1980年11月19日、最高裁が袴田氏の上告を棄却　袴田氏の死刑が確定

## 冤罪を示す証拠の存在

①味噌樽から発見された5点の衣類は、1年2か月以上も8トンもの味噌につかっていたと考えるには、シャツは依然白く、血液は鮮血色であり、非常に不自然

弁護団の実験で1年2か月も味噌につけられていれば、衣類は焦げ茶色に変色、血液は黒色に変色することは明白  
ズボンに至っては、袴田氏には小さすぎ、着衣実験では腿の辺りまでしか上がってこなかった

②犯行着衣とされた5点の衣類に付着した血痕は、DNA鑑定により、  
袴田氏のものでも被害者のものでもないとされている

# 発見直後の 5 点の衣類の写真



弁護団が実験を行い、実際に 1 年 2 か月味噌漬けにした衣類の写真



# 再審無罪に至るまでの道のり

事件発生

昭和  
4年6月

死刑判決で  
静岡地裁で

昭和  
4年9月

約12年

最高裁確定  
で死刑

昭和  
5年1月

第一次  
再審請求

昭和  
5年4月

約13年

地裁再審請求棄却

平成6年8月

高裁特別抗告

平成6年8月

高裁即時抗告棄却

平成16年8月

最高裁特別抗告

平成16年9月

再審請求棄却

平成20年3月

約27年

# 再審無罪に至るまでの道のり

第二  
次  
再  
審  
請  
求

平成  
2年4月

約6年

再審開始決定  
静岡地裁  
平成6年3月

袴田氏釈放

高裁側が即時抗告  
検察側が即時抗告  
平成2年3月

東京高裁  
再審開始棄却  
平成3年6月

弁護側が即時抗告  
最高裁に即時抗告  
平成30年6月

最高裁棄却取消  
開始棄却取消  
令和2年1月

約9年

高裁が再審開始を指示  
高裁審開始が確定  
令和5年3月

# 再審公判

2024年9月26日、静岡地裁は袴田氏に再審無罪判決

10月9日に検察官が上訴権を放棄

無罪判決が確定

1981年4月20日に第1次再審請求を静岡地裁に申請してから無罪判決の確定まで43年が経過

逮捕時からは58年が経過

その内、47年7か月間の身体拘束

→ 国に対し約2億1700万円の刑事補償を請求予定

## 「再審無罪ってどれだけあるの？」

再審無罪となる人は年間数人から20人程度

→ 多くは身代わり事件で検察官から再審請求  
えん罪かどうかが激しく争われている事件で、再  
審が開始され無罪になることは極めてまれ

→ 1年の間に1人いるかどうか

そのような事件の多くは、日本弁護士連合会が支  
援しており、支援した事件でみると、これまでに  
合計18の事件でやり直しの裁判の結果、無罪判  
決が確定（2023年8月31日時点）

# 近年の再審無罪事件

日弁連が支援し、2010年以降に無罪が確定した事件

年	事件（判決）
2010	<u>足利事件</u> （平成22年3月26日再審無罪判決）
2011	<u>布川事件</u> （平成23年5月24日再審無罪判決）
2012	<u>東京電力女性社員殺害事件</u> （平成24年11月7日再審無罪判決）
2016	<u>東住吉事件</u> （平成28年8月10日再審無罪判決）
2019	<u>松橋事件</u> （平成31年3月28日再審無罪判決）
2020	<u>湖東事件</u> （令和2年3月31日再審無罪判決）

## 戦後の死刑確定事件と再審無罪

袴田事件の他にも、**免田事件**、**財田川事件**、**松山事件**、  
**島田事件**の4つの死刑確定事件で再審無罪判決

**免田事件**：1948年熊本県で発生

1983年に無罪判決確定（事件発生より約35年）

**財田川事件**：1950年香川県で発生

1984年に無罪判決確定（事件発生より約34年）

**松山事件**：1955年宮城県で発生

1984年に無罪判決確定（事件発生より約29年）

**島田事件**：1954年静岡県で発生

1989年に無罪判決確定（事件発生より約35年）

## 「何故冤罪は起こるのか？」

- ①裁判官は、捜査機関が集めたすべての証拠を見て判断していない
- ②被告人に有利な証拠が裁判所に提出されないおそれ
- ③捜査機関による有罪方向の証拠のねつ造
- ④裁判官も人間

限られた証拠の中で被告人が有罪かどうかを判断するときには、その判断を間違えることもあり得る

刑事裁判って、すべての証拠を裁判官が見て判断しているんじゃないの？

刑事裁判では、検察官が、集められた証拠の中から、被告人の有罪を証明するために裁判所に提出する証拠を選択

- 検察官は、捜査機関が集めた多くの証拠の中から、「被告人が犯罪を行ったことを証明する方向（有罪方向）の証拠」を厳選して裁判に出せばよい
- 検察官は、「被告人が犯人ではないことを示す方向（無罪方向）の証拠」は出さなくともよい

結果として、裁判官は、捜査機関が集めたすべての証拠を見ているわけではなく、「検察官が選んで、裁判に提出した証拠」と「被告人・弁護士が集めた証拠」を基に、その被告人が犯罪を行ったかどうかを判断している

弁護士は、捜査機関（警察や検察）が集めた証拠を全部見られるんじゃないの？

弁護士は、捜査機関が集めたすべての証拠を見ることができるわけではない

そもそも起訴されて刑事裁判になるまでは、弁護士は一切の証拠を見ることができない

起訴された後も、弁護士が見ることができる証拠は、原則として検察官が裁判に提出しようとしている証拠に限られる

では、いつになればすべての証拠を見ることができるの？

裁判に提出された証拠も、提出されなかつた証拠も、検察庁で保管

→ そのすべてを閲覧・謄写する権利は弁護士に認められていない

→ 判決が確定した後も、弁護士はすべての証拠を見られない

何か対策はされないの？

公判前整理手続という手続の導入（裁判員裁判は全事件対象）

→ 檢察官が保管している証拠のリストが示される

但し、証拠書類のタイトルがリストに記載されているだけ  
中身は全く分からぬ

例えば、多くの書類には「検査報告書」というタイトルの記載のみ

→ 検査機関がどのような証拠を所持しているかを知る手段として、  
まったく不十分

## 自白の危険性と対策

戦後の死刑判決の再審無罪事件のいずれも、客観的な証拠が少なく、  
捜査機関による自白の強要があった事件

- 自白が正しいか否かは、科学的に判断することは困難
- 自白は、捜査機関が話をまとめて作った供述調書という形で  
裁判官の目に触れる
- 「自白」がある場合、判断を間違う危険は高い！！
- 取り調べの可視化の要請

2019年6月から、裁判員裁判対象事件などで身体拘束下の  
被疑者取調べの全過程の録画が義務付け（但し、全体の3%）

## 再審事件に共通する自白の強要

免田事件：免田さんを別件で逮捕し、暴行、脅迫、誘導、睡眠を取らせない等の方法により自白を強要

財田川事件：地元の風評以外に根拠もなく、犯人と決めつけ、別件逮捕を繰り返し、極めて長期間、谷口さんの身体を拘束し、食事を増減したり暴行を加えたりし自白を強要

松山事件：斎藤さんを別件で逮捕し、同房者の前科5犯の男性をスパイとして、自白するように唆すという謀略的な取調べ

島田事件：赤堀さんを別件で逮捕し、暴行、脅迫等により自白を強要。捜査機関は約200名にのぼる前科者、放浪者等を同時に取り調べ。赤堀さん以外にも自白した者がいた

あの事件も再審請求中！！

## 和歌山毒物カレー事件

1998年に発生、2009年5月に最高裁で死刑確定

→ この事件は、犯行を直接裏付ける物的証拠がなく、1000点を超える状況証拠の積み重ねにより有罪が認定

2024年2月に3回目の再審請求を申立て、和歌山地裁受理

→ 2009年と21年に再審請求、3年前は「第三者の犯行である証拠が見つかった」と再審の申立て 昨年に棄却

- ①会場の紙コップのヒ素と自宅にあったヒ素が同じとの鑑定は誤り
- ②林死刑囚の毛髪からヒ素が検出されたとの鑑定も誤り
- ③不審な行動を見たと証言した近隣住民が実際には目撃が不可能であったこと示す航空写真を新証拠として提出

## 再審請求中には死刑は執行されないの？

2021年時点では、

→ 確定死刑囚 112人のうち 64人が再審請求中

再審請求には刑の執行を止める効力はない

ただ、以前は再審請求中の死刑囚の執行を避ける傾向

2017年7月、18年ぶりに再審請求中の死刑囚の死刑執行

翌年死刑執行の13人のオウム元幹部、10人は再審請求中

死刑執行を引き延ばすためだけの再審請求の繰り返し

→ 再審請求中でも執行すべき

死刑執行後に再審が認められる可能性も否定できない

→ 再審請求中の死刑執行は避けるべき